

第7回 野田市行政改革推進委員会

日 時 平成30年12月20日(木)
午後2時から
会 場 市役所8階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 行政サービスの広域化について
自治体間の連携

(2) パブリック・コメント手続 の実施について

(3) その他

4 閉 会

行政改革推進委員会「使用料等の負担の適正化」に係る再検討事項について

第6回行政改革推進委員会において指摘のありました次の2項目について、以下のとおり修正する。

1 公民館使用料

公民館とコミュニティ会館の重複利用に関する記述について、以下のとおり修正する。

修正案	第6回行政改革推進委員会資料
<p>2 使用料等の基本的考え方を見直しと課題</p> <p>(1) 使用料</p> <p>【公民館使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、<u>減免の取扱い</u>について整理する必要がある。 	<p>2 使用料等の基本的考え方を見直しと課題</p> <p>(1) 使用料</p> <p>【公民館使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、<u>取扱い</u>を整理する必要がある。
<p>3 次期行政改革大綱の考え方</p> <p>【公民館使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、<u>減免の取扱い</u>について整理する。 	<p>3 次期行政改革大綱の考え方</p> <p>【公民館使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、<u>取扱い</u>を整理する。

2 市民火葬料

市民火葬料の有料化について、以下のとおり修正する。

修正案	第6回行政改革推進委員会資料
<p>2 使用料等の基本的考え方を見直しと課題</p> <p>(1) 使用料</p> <p>【市民火葬料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) 	<p>2 使用料等の基本的考え方を見直しと課題</p> <p>(1) 使用料</p> <p>【市民火葬料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略)

<ul style="list-style-type: none"> ・無料としている市民火葬料の有料化については、<u>近隣市では既に市民火葬料を有料化しており、受益者負担の原則に照らし合わせると、少額であっても市民火葬料の有料化を検討する必要がある。</u> <p>3 次期行政改革大綱の考え方 【市民火葬料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・無料としている市民火葬料の有料化については、<u>近隣市では既に市民火葬料を有料化しており、受益者負担の原則に照らし合わせると、少額であっても市民火葬料の有料化を検討する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料としている市民火葬料の有料化については、<u>慎重に対応する必要があるが、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費に影響が生じることも考えられるため、この場合には市民火葬料の有料化についても検討していく必要がある。</u> <p>3 次期行政改革大綱の考え方 【市民火葬料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・無料としている市民火葬料の有料化については、<u>慎重に対応する必要があるが、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費に影響が生じることも考えられるため、この場合には市民火葬料の有料化についても検討していく。</u>
--	--

使用料等の負担の適正化

1 現状等

(1) 定義

- ・使用料：公の施設の使用や行政財産の使用に対して受益者負担として徴収されるもの。(例：コミュニティ会館使用料など)
- ・手数料：特定の者に対する公共サービスの提供に対して受益者負担として徴収されるもの。(例：住民票交付手数料など)

(2) 現行行政改革大綱の方針

- ・使用料については、前大綱に示された受益者負担の設定の考え方を基本とする。見直しの実施手順は、まず使用料の算定基礎となる原価に含めるべき要素に、人件費、減価償却費等を加えるべきかを検証した上で、施設の種類ごとに具体的な負担割合を設定する。
- ・使用料の見直しは、一斉見直しを基本とするが、経済状況等により一斉見直しが困難な状況が長期化すると見込まれる場合は、例えば、適正な受益者負担割合とのかい離が大きなものについて見直していくなど、適正な使用料となるよう柔軟に対応する。
- ・社会教育法の目的達成のため使用する場合は減免としている公民館使用料及び無料となっている市民火葬料については市民への影響が特に大きいため、当面は現行のとおりとし、本大綱の期間内に基本的な方針を決定することとする。

(受益者負担割合の設定の考え方)

使用料については、その施設の維持管理コストを利用者が負担することが前提となるが、維持管理コストの全てをその施設の性質を考慮せず、一律に利用者に求めると、かえって公平性・公正性を損なうことになるため、施設の性質を公共的、市場的、必需、選択の度合いにより分類し、主な施設について受益者負担の割合を次表のように設定する。

- ・サービスを市場性から公共的と市場的に分類
- ・サービスを必要性から必需と選択に分類
- ・受益者負担の割合を分類ごとに設定

		公共的			
		分類	受益者負担程度 中	分類	受益者負担程度 無し
		【主な施設例】 文化会館、公民館、体育館、陸上競技場		【主な施設例】 公園、図書館、児童館	
選択	分類	受益者負担程度 大			必需
		【主な施設例】 自転車等駐車場、プール、庭球場、トレーニングルーム		【主な施設例】 保育所、市営住宅、学童保育所	
				市場的	

- ・手数料については、国の基準や近隣市の動向を見極めつつ、改正について検討する。

(3) 料金改定の経緯

使用料及び手数料については、平成 9 年 7 月改訂の行政改革大綱に基づき、財源確保を含め時代に即した料金設定をし、負担の公平化並びに近隣市との均衡等の是正を図ることを目的に 9 年度に一斉見直し(10 年 4 月 1 日施行)を実施した。

この改定では、料金改定を長期間していなかったことへの激変緩和策として、使用料の改定率上限を 30%、手数料の改定率上限を 50%とし、以降 3 年周期で見直しを図る中で将来的に適正な使用料まで引き上げていくこととしていた。

その後の景気低迷の影響から料金改定を実施していない状況が続いたが、16 年 3 月改訂の行政改革大綱では、前述のとおり、一定程度以上の物価変動があった場合にその水準を一斉に検証することとし、16 年度以降、急激な物価変動が見られなかったことから、一斉見直しも実施されなかった。

21 年度の行政改革大綱の改訂では、受益者負担割合の設定の考え方が示され、さらに他市で取扱いのない原則無料施設の見直しを検討するよう示されたが、リーマンショック以降の景気後退等の状況から見直しが行えなかった。

26 年度の行政改革大綱の改訂では、使用料の見直しは、一斉見直しを基本とすることが示された。ただし、経済状況等により一斉見直しが困難な状況が長期化すると見込まれる場合は、適正な受益者負担割合との乖離が大きなものについて見直していくなど、適正な使用料となるよう柔軟に対応することとした。

なお、26 年 4 月 1 日の消費税率の引上げ(5% 8%)についての対応は、25 年度に開催した第 2 回行政改革推進委員会において、「今後、消費税及び地方消費税の税率が改正される場合は、市の使用料、手数料等の額について、改正される消費税法等の施行と同時に改正後の税率で算出した額に見直すことが適当である。」との答申を頂いたことから、同日から使用料等を改正した。

なお、31 年 10 月に予定されている消費税率の引上げに際しても、先の答申を踏まえて使用料等の改正を実施する予定である。

(4) 料金設定の考え方

使用料の設定は、施設の維持管理経費を上限として、1 m² 1 時間あたりの費用を算出し、その施設の性格に応じた受益者負担割合(公共的な性格が高いものほど低く設定される傾向がある。) を乗じるなどの方法により、施設を利用した市民が負担するという受益者負担が基本である。

しかしながら、他市の例を見ると、維持管理経費に含める費用について、団体によって、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費等の費用をどう捉えるかにばらつきがあることや、受益者負担割合の考え方にもばらつきがあり、最終的に使用料を確定する際には、市民の負担が過大にならないよう近隣市の額を参考に調整している実態がある。

使用料については、その設定の基本的な考え方である、維持管理経費を上限とした費用の捉え方や、市民に使用料の負担を抑えるべく受益者負担割合の考え方に明確な根拠がなく、統一された考え方が存在しないことが実情である。

(5) 無料施設等について

26年度の行政改革大綱の改訂に当たり、議論された原則無料の取扱いとなっている使用料は、野田公民館を除く公民館使用料及び斎場の市民火葬料である。

他市の公民館使用料については、松戸市及び流山市において社会教育団体が目的のために利用する場合は減免しているが、他市においても基本的に有料としている。

また、他市の火葬料については、市民は低額ではあるが有料としており、市外居住者は5万円以上と市民優先を際立たせた料金設定としている。

近隣市における公民館の使用料の状況

内容/市名	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	野田市
公民館数	1館	1館	4館 (類似施設 2施設含む と6施設)	2館	4館 (類似施設 2施設含む と6施設)	11館
有料・無料の区分	有料	有料	有料	有料	有料	有料
減免	免除	-	3割減額	-	-	免除

社会教育団体がその目的のために利用する場合

近隣市等における斎場の火葬料の状況

内容/市町名	松戸市	柏市 流山市 我孫子市	船橋市 習志野市 八千代市 鎌ヶ谷市	浦安市	春日部市 蓮田市 白岡市 杉戸町	野田市
市民 15歳以上の者	3,000円	4,600円	3,700円	10,000円 16歳以上	10,000円 12歳以上	無料
市外居住者 15歳以上の者	50,000円	82,500円	50,000円	70,000円 16歳未満	60,000円 12歳未満	26,000円

近隣市等における式場使用料の状況

内容/市町名	松戸市	柏市 流山市 我孫子市	船橋市 習志野市 八千代市 鎌ヶ谷市	浦安市	春日部市 蓮田市 白岡市 杉戸町	野田市
市民 式場利用料金	23,700円・ 43,200円	77,000円・ 115,000円	21,600円～ 39,600円	51,400円	25,000円	8,640円～ 16,200円
市外居住者 式場利用料金	47,400円・ 86,400円	115,000円・ 192,000円	43,200円～ 79,200円	102,800円	50,000円	28,080円～ 52,650円

(6) 市外料金の設定状況

近隣市における施設の市外料金等の割増率

	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	野田市
公民館	市外2倍	市外料金 設定なし	市外2倍 入場料徴収 1,000円以上 1.3倍 営利 上記に2を乗 じる	市外2倍	市外1.5倍 入場料徴収 1.2倍~2倍	市外1.5倍 野田公民館 (小ホール 以外) 市外1.5倍 民間社会教 育事業者等 3倍 (小ホール) 市外2倍 入場料徴収 3倍 市外5倍
コミュニティ センター	市外2倍 営利3倍 市外営利4.5 倍	市外2倍 営利3倍 市外営利4倍	無料	市外料金 設定なし (原則市民 利用のみ)	市外料金 設定なし 目的外2倍 (原則市民 利用のみ)	市外2倍 営利2倍 市外営利4倍
体育施設	市外2倍 営利3倍	市外1.5倍	市外2倍 営利3倍	市外2倍	市外1.5倍	1.5倍 入場料徴収 営利 10倍 非営利 3倍
文化会館 (ホール)	市外1.2倍 営利2倍 入場料徴収 1.2~2倍 上記のい ずれか	市外2倍 入場料徴収 300円以上 1.5倍~3倍	市外2倍 入場料徴収 1,000円以上 1.3倍 営利 上記に2を乗 じる	市外2倍 営利2倍 市外営利4倍	市外1.5倍 営利2倍 入場料徴収 1.2倍~2倍	市外2倍 営利3倍 市外営利5倍
斎場 (式場)	2倍	小式場 1.49倍 大式場 1.67倍			2倍	3.25倍
斎場 (火葬料)	16.67倍	17.93倍			13.51倍	市内無料 市外 26,000円
福祉センター	無料	市外料金 設定なし (原則市民 利用のみ)	市外料金 設定なし (原則市民 利用のみ)	市外300円	市外300円	市外2倍 営利3倍 市外営利5倍 (原則市民 利用のみ)

(7) 近隣市における主な手数料の例

住民票を始めとした主な手数料は、近隣市と同額となっている。

一方で、廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがある。廃棄物については、各市の廃棄物行政の考え方の違いもあり、横並びということにはならないという現状がある。

近隣市における主な手数料

	松戸市	柏市	流山市	我孫子市	鎌ヶ谷市	野田市
住民票	300 円					
印鑑登録証明書	300 円					
戸籍全部事項証明	450 円					
所得証明書	300 円					
納税証明書	300 円					

2 使用料等の基本的考え方を見直しと課題

受益者負担割合を低く設定している現状において、一斉見直しは、本市の厳しい財政状況を考えると必要性は高いところではあるが、現在利用されている市民への影響を考慮し慎重に検討しなければならない。

現実として、多くの市民に利用されている施設が使用料の引上げにより、今後利用されなくなることも懸念される場所であり、施設本来の目的や、市民活動が停滞する恐れもあり、利用している者だけが負担するという受益者負担自体の考え方についても、次のとおり見直す必要があると考える。

- ・公の施設については、実際に施設を利用しなくても、市民であればいつでもその施設を利用できるという受益があると考えられる。公の施設は、それぞれの施設の目的を達成するため、多くの市民が利用し、活発に活動いただくことが重要であり、市民であれば誰もが利用できる機会（受益）を有している。
- ・したがって、受益者には、施設を利用し受益を受ける市民と、いつでも施設を利用できる機会（受益）を有する市民が存在することから、これまでの考え方を改め、施設を利用しない市民も受益者として捉え考え直す必要がある。
- ・しかしながら、公の施設の使用料は、実際に利用した市民から使用料を徴収するものであり、いつでも利用できる機会（受益）を有している市民は、その受益を享受できても使用料を徴収することができないことから、施設を利用している市民だけに負担を求めるのは、過度に負担を強いることにもなる。

また、使用料の算定基準についても、維持管理経費の捉え方や、受益者負担割合の考え方に課題があることに加え、次の課題が考えられることから、維持管理経費を限度とした受益者負担のみの考え方を持って算定することにも矛盾がある。

- ・建築年の古い施設については、老朽化等により維持管理経費がかさんでくる。この維持管理経費を基本に使用料を算定した場合は、必然的に使用料も高くなるため、結果的に古い施設ほど使用料が高くなるという市民感覚と真逆の料金設定となる。
- ・その算定においても、維持管理経費を利用人数ベース（分母）とした場合と利用面積ベースにした場合とに分かれるが、いずれの場合も利用者が少ない施設ほど、使用料が高くなる傾向となる。

さらに、平成9年度の見直しでは、維持管理経費と使用料の間に大きな乖離が

あったことから、一律 30%の引上げを行ったが、受益者の捉え方を変えた場合には、個々の施設の状況に応じて見直しを行う必要がある。

また、市外居住者の使用料の考え方については、公の施設は市民がそれぞれの施設の設置目的に沿った利用を行い、市民活動を活発化させるための施設であることから、市民の利用が優先されるものである。

しかしながら、地方自治法（以下「法」という。）においては、公の施設の利用に関して市民以外の利用を拒むことはできないとされており、利用の申請があった場合はこれを受け入れなければならないとされている。

市の施設でありながら、市外居住者でもその施設を利用できることについては法により担保されているが、市の施設を市民が優先的に利用できるよう市民と市外居住者では料金に差を付けることに関しては、同じく法により担保されていることから、他市においても、市外居住者の利用が市民利用の妨げにならないよう使用料に差を付けている現状がある。

本市においても、市民利用を第一に考え、より市民活動が活発となるよう、市外居住者の使用料を現状よりも高額に設定し、市民優先の考え方を明確にする必要がある。

なお、見直しに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

（１）使用料

【全般】

- ・個々の施設の特性に応じた受益者負担割合を、他市の類似施設との均衡を考慮しながら検討していく必要がある。

【市外居住者の料金】

- ・市外居住者の料金については、市民利用を優先させる観点から高めに設定する必要がある。施設ごとに、その施設の実情を踏まえるとともに、他市と著しく均衡を欠いた設定とならないよう留意する必要がある。

【公民館使用料】

- ・公民館は、社会教育法に基づく地域に開かれた公共性の高い施設であり、利用者の大半がこの目的達成のための利用であることから、これまで減免により実質使用料は無料化されてきた経緯がある。一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されるとともに、有料化の影響による利用者の減は、社会教育（生涯学習）事業を推進している市の方針と整合がとれないことから、使用料については、慎重に検討する必要がある。
- ・現在、社会教育法の目的達成のための利用は、減免として実質無料化としているが、減免されている団体とその理由を明確にし、例えば減免される団体については、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの公正性を高める運用を検討する必要がある。
- ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、**減免の取扱いをについて整理する必要がある。**

【市民火葬料】

- ・他市は、市民火葬料及び市外居住者の火葬料を本市よりも高く設定している。

市外居住者の火葬については、近隣に比べ安価な設定のため、市民の火葬予約に影響があることから、引上げを検討する必要がある。

- ・~~無料としている市民火葬料の有料化については、慎重に対応する必要があるが、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費に影響が生じることも考えられるため、この場合には市民火葬料の有料化についても検討していく必要がある。~~ 近隣市では既に市民火葬料を有料化しており、受益者負担の原則に照らし合わせると、少額であっても市民火葬料の有料化を検討する必要がある。

(2) 手数料

手数料については、特定の事務に係る経費を市民に支払っていただくもので、人件費に充当されるものであることから、近隣市との比較を行いながら、均衡を図ることが必要である。

住民票、戸籍、納税証明書等の窓口業務の手数料は、今後も、他市の状況を注視し、必要に応じて見直しを行っていく必要があるが、現状では他市の水準と同じであることから、直ちに見直しを行う状況にはない。

廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがあるが、廃棄物については、各市の廃棄物行政の考え方の中で整理していくものであり、現状では直ちに見直しを行う状況にはない。

3 次期行政改革大綱の考え方

多くの市民が利用する公の施設は、使用料が引き上げられることにより、施設の利用がされなくなることも懸念され、市民活動の停滞や、施設の設置目的を達成できないことも考えられることから、次の方針に基づき検討を行う。

- ・公の施設については、実際に施設を利用しなくても、市民であればいつでもその施設を利用できるという受益があると考えられ、それぞれの施設の目的を達成するため、多くの市民が利用し、活発に活動いただくことが重要であり、市民であれば誰もが利用できる機会（受益）を有している。
- ・したがって、受益者には、施設を利用し受益を受ける市民と、いつでも施設を利用できる機会（受益）を有する市民が存在することから、これまでの考え方を改め、施設を利用しない市民も受益者として捉える。
- ・しかしながら、公の施設の使用料は、実際に利用した市民から使用料を徴収するものであり、いつでも利用できる機会（受益）を有している市民は、その受益を享受できても使用料を徴収することができないことから、施設を利用している市民だけに負担を求めるような使用料の引上げは検討を要する。

また、使用料の算定基準についても、維持管理経費の捉え方や、受益者負担割合の考え方等に課題があることから、個々の施設の状況に応じて見直しを行う。

市外居住者の使用料の考え方については、公の施設は市民がそれぞれの施設の設置目的に沿った利用を行い、市民活動を活発化させるための施設であることから、市民の利用が優先されるものであり、市民利用を第一に考え、より市民活動が活発となるよう、市外居住者の使用料を現状よりも高額に設定し、市民優先の考え方を

明確にする必要がある。

なお、見直しにあたっては、以下の点に留意する必要がある。

(1) 使用料

【全般】

- ・個々の施設の特性に応じた受益者負担割合を、他市の類似施設との均衡を考慮しながら検討していく。

【市外居住者の料金】

- ・市外居住者の料金については、市民利用を優先させる観点から高めに設定する必要がある。施設ごとに、その施設の実情を踏まえるとともに、他市と著しく均衡を欠いた設定とならないよう留意する。

【公民館使用料】

- ・公民館は、社会教育法に基づく地域に開かれた公共性の高い施設であり、利用者の大半がこの目的達成のための利用であることから、これまで減免により実質使用料は無料化されてきた経緯がある。一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されるとともに、有料化の影響による利用者の減は、社会教育（生涯学習）事業を推進している市の方針と整合がとれないことから、使用料については、慎重に検討する。
- ・現在、社会教育法の目的達成のための利用は、減免として実質無料化としているが、減免されている団体とその理由を明確にし、例えば減免される団体については、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの公正性を高める運用を検討する。
- ・公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、減免の取扱いをについて整理する。

【市民火葬料】

- ・他市では、市民火葬料及び市外居住者の火葬料を本市よりも高く設定している。市外居住者の火葬については、近隣に比べ安価な設定のため、市民の火葬予約に影響があることから、引上げを検討する。
- ・無料としている市民火葬料の有料化については、~~慎重に対応する必要があるが、市外居住者の火葬料の引上げを実施した場合には、引上げ当初は一定の財政効果は見込めるが、その後は火葬件数が減少していくことが予想され、火葬料収入が減少し、斎場の運営経費に影響が生じることも考えられるため、この場合には市民火葬料の有料化についても検討していく。~~ 近隣市では既に市民火葬料を有料化しており、受益者負担の原則に照らし合わせると、少額であっても市民火葬料の有料化を検討する。

(2) 手数料

手数料については、特定の事務に係る経費を市民に支払っていただくもので、人件費に充当されるものであることから、近隣市との比較を行いながら、均衡を図っていく。

住民票、戸籍、納税証明書等の窓口業務の手数料は、今後も他市の状況を注

視し、必要に応じて見直しを行っていく。

廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがあるが、廃棄物については、本市の廃棄物行政の考え方の中で整理していく。

行政サービスの広域化

人口減少・少子高齢者社会が進行する中で、継続的な行政サービスを提供するには行政サービスの効率化が求められる。各自治体が個別に事業を実施するより、事業を複数の自治体で広域処理することにより、事業の効率化が図られる。

自治体間の連携については、一部事務組合、広域連合の手法で組織されてきたが、本年度、国の地方制度調査会では、市町村の枠組みを残した形で複数の市町村で作る「圏域」を新たな行政主体とする議論が開始され、広域化の手法も多様化しつつある。

自治体間の連携

自治体間の連携

1 自治体間の連携の経緯

(1) 一部事務組合

一部事務組合は、2 団体以上の自治体はその事務の一部を共同で処理するために設けられた特別地方公共団体であり、一部事務組合が処理する事務は、上水道、消防、ごみ処理、病院、火葬場の管理運営等多岐にわたり（地方自治法第 284 条第 2 項）各自治体が単独で実施するよりも複数の自治体が合同で処理するほうが効率的な場合に組織する。

千葉県では 30 年 1 月 1 日現在、消防、ごみ処理、火葬場等の 43 の一部事務組合が組織されているが、大部分が東葛地域以外の市町村であり、近隣市が加入する一部事務組合は 4 組合のみで、本市が加入しているのは公務災害補償等の事務を処理する千葉縣市町村総合事務組合、上水道事業である北千葉広域水道企業団の 2 組合のみである。

さらに、本市が加入している千葉縣市町村総合事務組合については、各団体が常勤職員の退職手当の支給から公務災害に関する業務など幅広く負担金を拠出し、共同処理しているのに対し、本市は、退職手当については、共同処理には参加せず独自で処理している。また、斎場についても、市営の斎場が旧野田市で昭和 30 年 11 月から、旧関宿町が、昭和 40 年 7 月から運営されていたこともあり、東葛中部地区総合開発事務組合に加入しなかった。旧野田市については、かつて独自で各種事業を展開できる財政状況等にあったことから、各市と共同で事務を処理することに消極的な考えであった。

近隣市が加入する一部事務組合（参考）

組合名称	構成市町村	主な共同処理事務
千葉縣市町村総合事務組合 (S30.11.1 設立)	県内全市町村 (54)、一部事務組合の一部(38)、広域連合 (1)	常勤職員の退職手当の支給、住民の交通災害共済事業、公務災害（非常勤職員、非常勤消防団員等）に関する業務など
東葛中部地区総合開発事務組合 (S35.5.2 設立)	柏市、流山市、我孫子市	斎場、障害者支援施設みどり園、共同生活援助事業所の運営
四市複合事務組合 (S45.10.31 設立)	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市	特別養護老人ホーム三山園、斎場の設置・運営
北千葉広域水道企業団 (S48.3.1 設立)	千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市、八千代市	水道用水供給事業

(2) 広域連合

広域連合は、消防、ごみ処理、斎場、上水道等の同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組みであるが、一部事務組合と大きな差はないのが実情である。

千葉県内の広域連合は、30年4月1日現在、千葉県後期高齢者医療広域連合のみであり、後期高齢者医療制度の創設に伴い本市も加入している。

(3) 地方公共団体が行う行政サービスの提供に係るこれまでの動き

これまでの地方公共団体が行う行政サービスの広域化については、一部事務組合や、広域連合による対応が主であり、消防、ごみ処理、斎場、上水道といった事務について、複数の市の加入によって行われてきた。

最近の国の動きでは、地方制度調査会において、今後、少子高齢化が進み、市町村単位で行政サービスを維持することが難しくなることが予想されることから、市町村の枠組みを残した形で、行政を効率化するため、複数の市町村で作る「圏域」を新たな行政主体とする議論が始まっている。

現在においても、「観光資源」などで協力しあう「連携中枢都市圏」といった広域連携の取組はあるが、あくまでも自治体単位での施策実施が原則となっており、共同でのイベント開催など緩やかな枠組みに留まっているが、地方制度調査会での議論が進み、「圏域」を行政主体として認めれば、医療・介護サービスの提供等の課題に対応できるようになる。

また、「圏域」については、都道府県ごとに複数の市町村が連携するほか、関東では、医療・介護分野で県境をまたいだ協力を模索できる可能性もある。

2 課題

- ・本市は、これまで一部事務組合において共同処理できる行政サービスについても、単独で処理してきたが、今後は、既存の行政サービスについても一部事務組合等の活用について検討する必要がある。
- ・今後、人口の減少や高齢化が一段と進み、税収も減少傾向になることが確実な状況であることから、行政サービスの効率化を図るため、国が検討している「圏域」の動きを注視し、圏域単位の行政が制度化された際に、直ちに活用できるよう検討する必要がある。
- ・一部事務組合等への加入や、圏域単位の行政を活用した広域化の検討にあたっては、本市が、千葉県北西部の先端に位置している地理的特性を踏まえ、県内近隣の団体との行政サービスの連携に限らず、効率的な運用が図られる可能性の高い隣接する埼玉県、茨城県の団体との連携を積極的に検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

本市は、これまで一部事務組合において共同処理できる行政サービスについても、単独で処理してきたが、今後は、既存の行政サービスについても一部事務組合等の活用について検討する。

また、今後、人口の減少や高齢化が一段と進み、税収も減少傾向になることが確実な状況であることから、行政サービスの効率化を図るため、国が検討している「圏域」の動きを注視し、圏域単位の行政が制度化された際に、直ちに活用できるように検討する。

一部事務組合等への加入や、圏域単位の行政を活用した広域化の検討にあたっては、本市が、千葉県北西部の先端に位置している地理的特性を踏まえ、県内近隣の団体との行政サービスの連携に限らず、効率的な運用が図られる可能性の高い隣接する埼玉県、茨城県の団体との連携を積極的に検討する。

野田市行政改革大綱の改訂の一部（素案）に対する

パブリック・コメント手続を実施します。

1 意見を募集する趣旨

市では、平成27年4月に改訂した野田市行政改革大綱に基づき、財政の健全化や民間活力の有効活用などによる行政改革を強力に進めております。

超高齢社会の到来等に伴う、社会保障費の急激な増加や、将来的な生産年齢人口の減少に伴う市税の減少等、多くの課題に直面しており、今後、持続可能な行政経営を行っていくためにも、更なる行政改革の実行による財政基盤の強化が必要な状況となっております。

さらに、平成32年度から導入される会計年度任用職員制度や、再任用職員の増加により、これまでの職員定数を改めて考えなければならない等、社会情勢の変化により現行の行政改革大綱の方針では対応が難しい事務事業が存在し、早急に、新たな市の方針を定める必要があります。

この度、野田市行政改革大綱の改訂の一部（素案）がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたい、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

なお、「第2章 具体的な取組方針 1 事務事業の見直し」のうち、行政サービスの在り方の検討、「2 組織等の見直し」のうち、給与の適正化及び職員の資質の向上については、別途パブリック・コメント手続を実施する予定です。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号

「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案

① 政策等の案

- ◆ 野田市行政改革大綱の改訂の一部（素案）

4 政策等の案等の入手方法

- ◆ 市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - ・市役所5階行政管理課（担当課）
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - ・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、野田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬）
 - ・各図書館（興風、南、北、せきやど）

5 意見の募集期間

平成31年1月4日（金曜日）から平成31年2月6日（水曜日）まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市行政改革大綱」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 総務部行政管理課 宛て ※2月6日の消印有効（募集期間最終日）
◇持参の場合	○市役所5階 行政管理課 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
	◇意見投函箱 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ○各公民館、各図書館（休館日を除く。） 受付時間：各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7123-1074
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市行政改革大綱の改訂の一部（素案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

10 問合せ先

総務部行政管理課

電話 04-7125-1111 内線 2527, 2529, 2519

野田市行政改革大綱 (素案)

平成31年 月改訂

野 田 市

枠で囲まれた当該項目については、改めてパブリック・コメント
手続を実施しますので、今回は対象外とします。

目 次

第1章 策定の背景

1	行政改革の必要性	1
2	これまでの取組	2
3	社会経済環境の変化	4
4	将来人口	5
5	野田市の財政状況	6
6	財政の見通し	12
7	行政改革の基本的考え方	14

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(1)	市民との協働	17
(2)	民間活力の有効活用	18
(3)	行政サービスの在り方の検討	20
(4)	外郭団体等の見直し	20
(5)	財政運営の健全化	24
(6)	情報化の推進	28

2 組織等の見直し

(1)	組織機構の見直し（教育委員会制度改革を含む）	30
(2)	定員の適正化	32
(3)	給与の適正化	34
(4)	職員の資質の向上	34

3 公共施設等の適正な維持管理

(1)	ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の 基本方針の推進	35
(2)	民間施設の有効活用	37
(3)	公有財産の有効活用	38
(4)	行政サービスの広域化	39

第1章 策定の背景

1 行政改革の必要性

本市は、野田市行政改革推進委員会の答申を基に策定した「野田市行政改革大綱（平成27年4月改訂）」に基づき、財政の健全化や民間活力の有効活用などによる行政改革を強力に進めている。

また、平成28年度からスタートした野田市総合計画において、「持続可能な行財政運営」として、「地方分権が進む中、社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。」とされている。

このような中、本市の状況は、超高齢社会の到来等に伴う、社会保障費の急激な増加や、将来的な生産年齢人口の減少に伴う市税の減少等、多くの課題に直面しており、今後、持続可能な行政経営を行っていくためにも、更なる行政改革の実行による財政基盤の強化が必要な状況である。

さらに、平成32年度から導入される会計年度任用職員制度や、再任用職員の増加により、これまでの職員定数を改めて考えなければならない等、社会情勢の変化により現行の行政改革大綱の方針では対応が難しい事務事業が存在することから、早急に、新たな市の方針を定める必要がある。

2 これまでの取組

年度	経緯	主な取組内容
昭和 57年	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革懇話会」設置 ・「行政改革の実施について」策定（昭和57年12月） 	事務事業の簡素化、効率化、合理化 使用料、手数料等受益者負担の適正化 各種団体等に対する補助金の適正化
昭和 60年	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革懇談会」設置 ・「行政改革大綱」を策定（昭和61年4月） 	事業別予算制度の導入 附属機関の整理統合 開発協会、開発公社の理事の削減 技能労務職員の退職者原則不補充 公民館館長の非常勤特別職化 初任給を1号引下げ 粗大ごみ等収集業務、し尿処理工場運転管理一部業務、斎場等の各種施設の管理運営の委託
平成 8年	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革推進委員会」設置 ・「行政改革大綱」を改訂（平成9年7月） 	滞納処分（差押）処理基準の策定及び市税の夜間休日窓口の開設 普通財産の売却処分による財産管理費の経費削減 使用料等の見直し 附属機関33機関の統廃合 定員適正化計画の策定 行政職（二）給料表の導入及び調整手当の引下げ 保育所の一部民間委託
平成 15年	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革大綱」を改訂（平成16年3月） 	指定管理者制度の導入 学童保育所、ごみ・し尿収集業務（一部）、学校給食調理業務等の民間委託 公民館等公共施設の無休化、開館時間の延長 未利用地の処分 市税等の収納率の向上 職員削減計画の推進 市民課窓口時間の試行的延長の実施

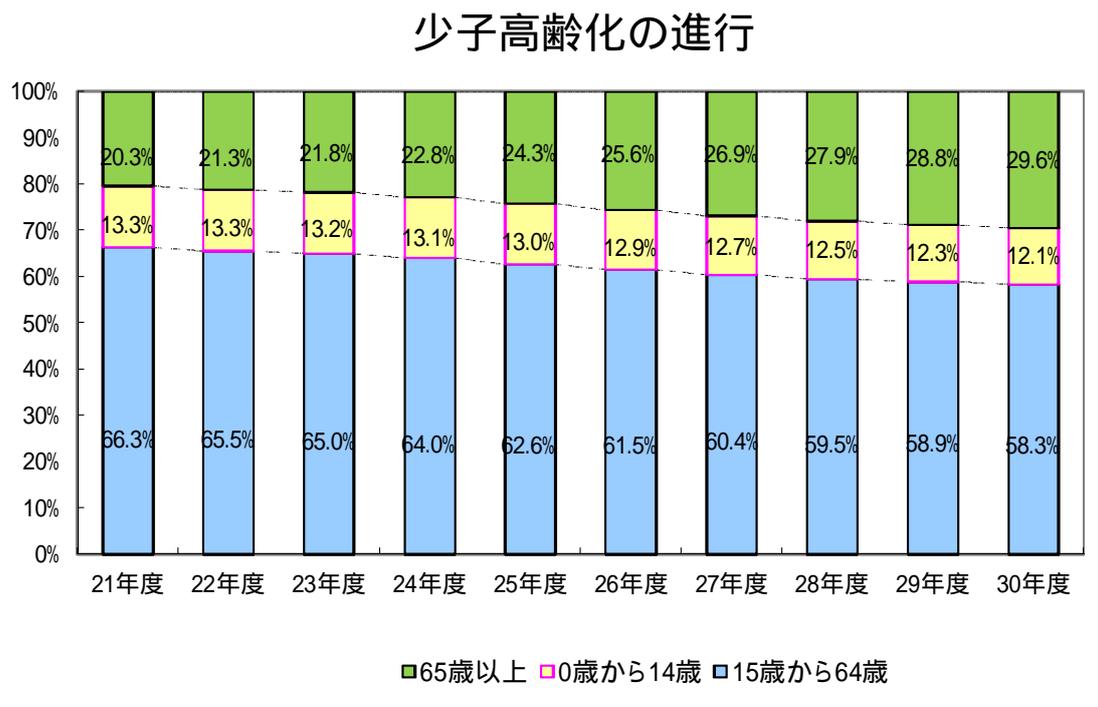
年度	経緯	主な取組内容
平成 21年	<p>・「行政改革大綱」 を改訂 (平成21年2月)</p>	<p>パブリック・コメント手続の本格実施 審議会等への公募委員の導入 新設学童保育所(11施設)の民間委託 野田市開発協会の経営改善 市税等の収納率の向上 遺児手当の廃止 組織の見直し 公契約条例の制定 職員削減計画の推進 再任用制度の導入 地域手当支給率の適正化</p>
平成 26年	<p>・「行政改革大綱」 を改訂 (平成27年4月)</p>	<p>指定管理者制度活用の推進 市税等の収納率の向上 補助金の在り方の検討 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守 組織の統廃合と組織体制の整備 職員削減計画の推進 ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の策定</p>

3 社会経済環境の変化

(1) 少子高齢社会

少子高齢化が進展する中、子育て支援対策、高齢者の保健・医療等、特に福祉分野での行政需要の量的拡大が見込まれる一方、主たる税負担層である生産年齢人口の減少により、税収の確保が課題となる。野田市は、近隣市と比較し少子高齢化の進展が早いため、先駆的な取組が望まれる。

(各年度4月1日現在)



国・県・近隣市の状況

(平成30年4月1日現在)

	野田市	国	千葉県	松戸市	柏市	流山市
15歳未満	12.1%	12.3%	12.3%	11.9%	13.1%	15.2%
15～64歳	58.3%	59.8%	61.3%	62.9%	61.5%	61.0%
65歳以上	29.6%	28.0%	26.4%	25.2%	25.4%	23.8%

単位未満は四捨五入しているため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合がある。

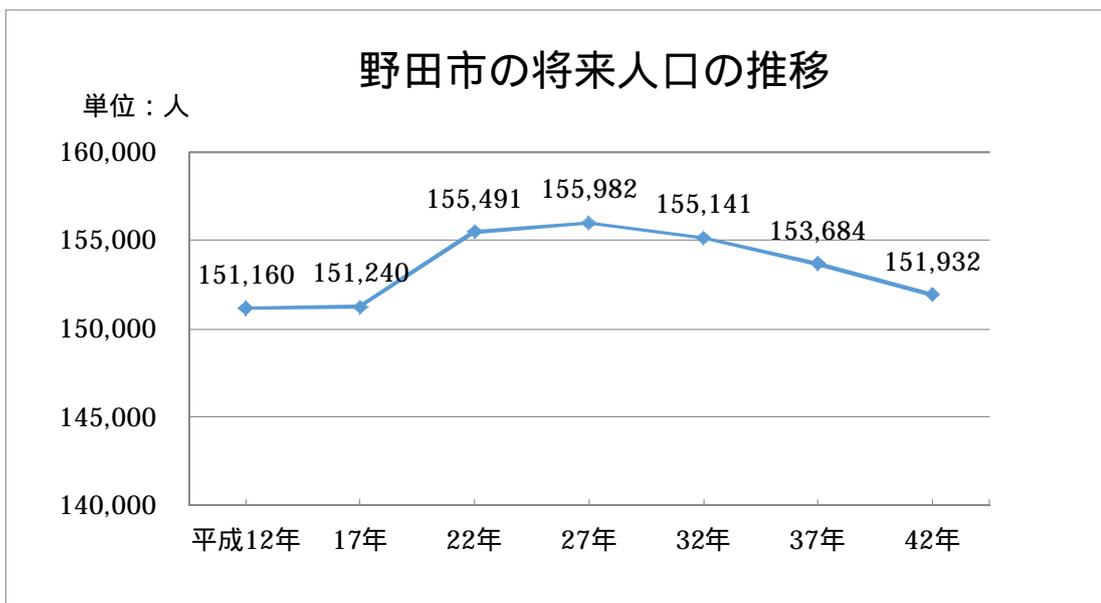
4 将来人口

(1) 総人口

12、17、22年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による影響を踏まえて、42年までの人口推計を行った。

人口推計によると、総人口のピークは、27年の155,982人であり、その後は人口減少に転じ、42年には151,932人まで減少することが見込まれている。

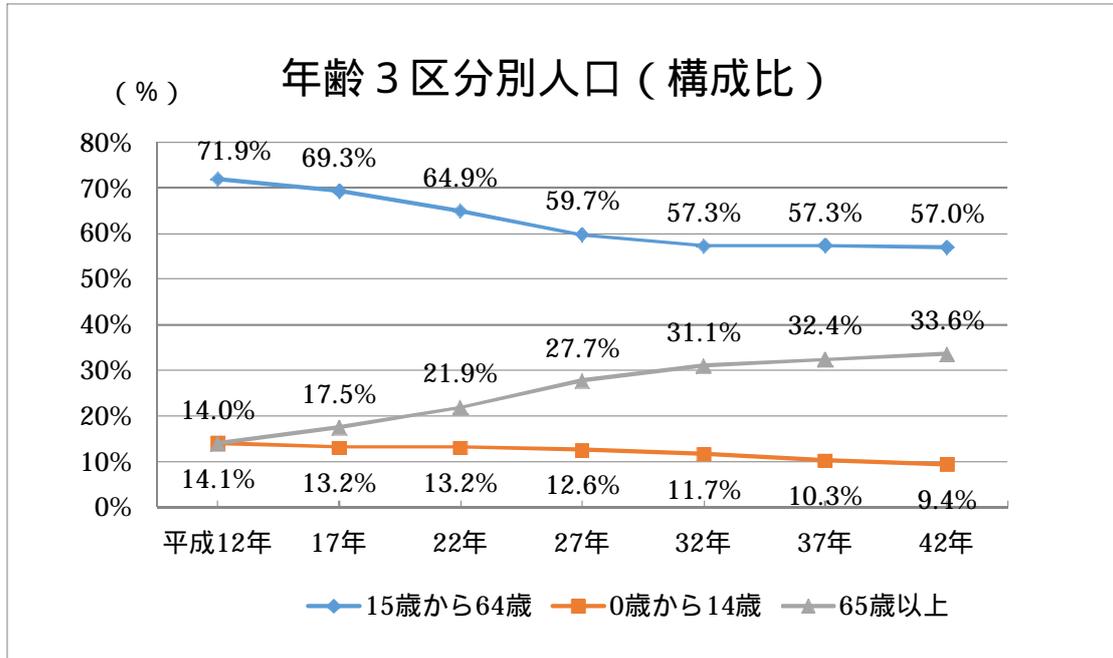
なお、当人口推計は27年度に策定した野田市総合計画から引用しているが、実際の総人口は27年155,610人、30年154,348人と、推計よりも低い値で推移している。



(出典：野田市総合計画)

(2) 年齢別構成

総人口がピークとなる 27 年の高齢化率は、22 年と比較して 5.8 ポイント増加した。42 年の高齢化率は、22 年と比較して 11.7 ポイント増加することが見込まれる。



(出典：野田市総合計画)

5 野田市の財政状況

(1) 歳入

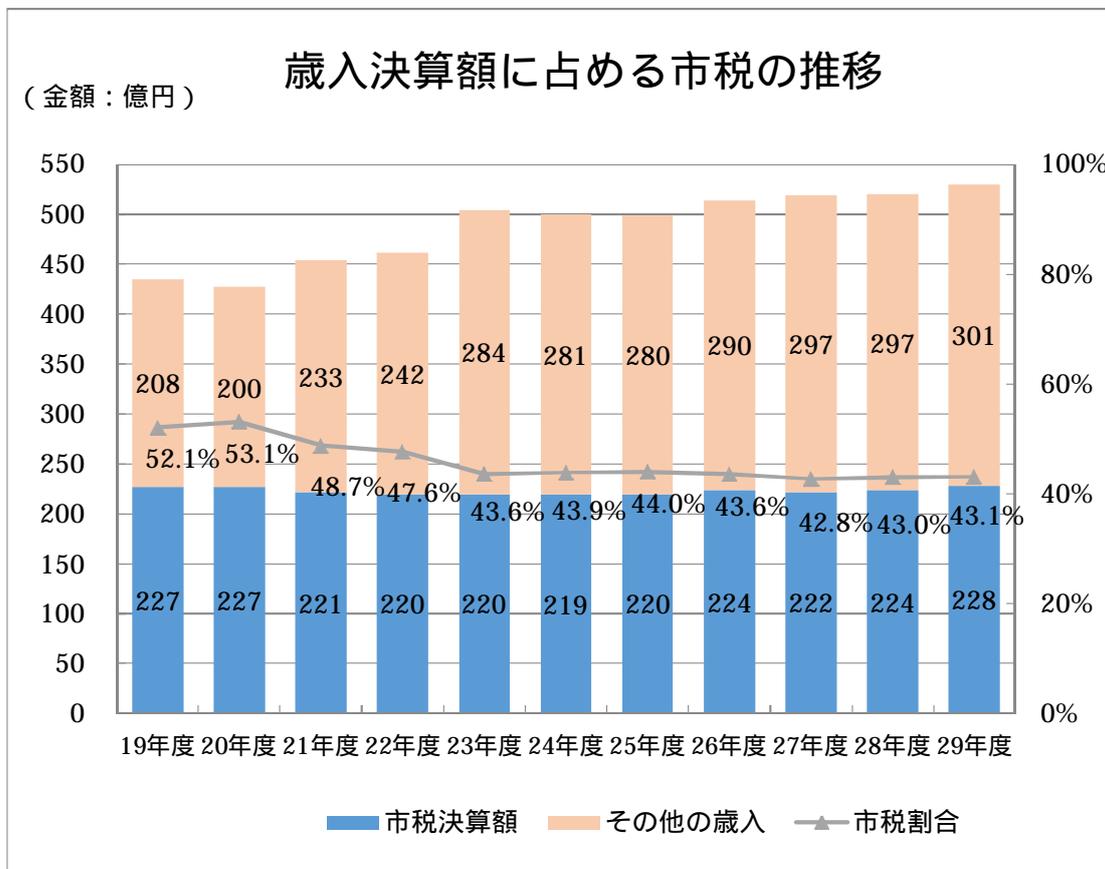
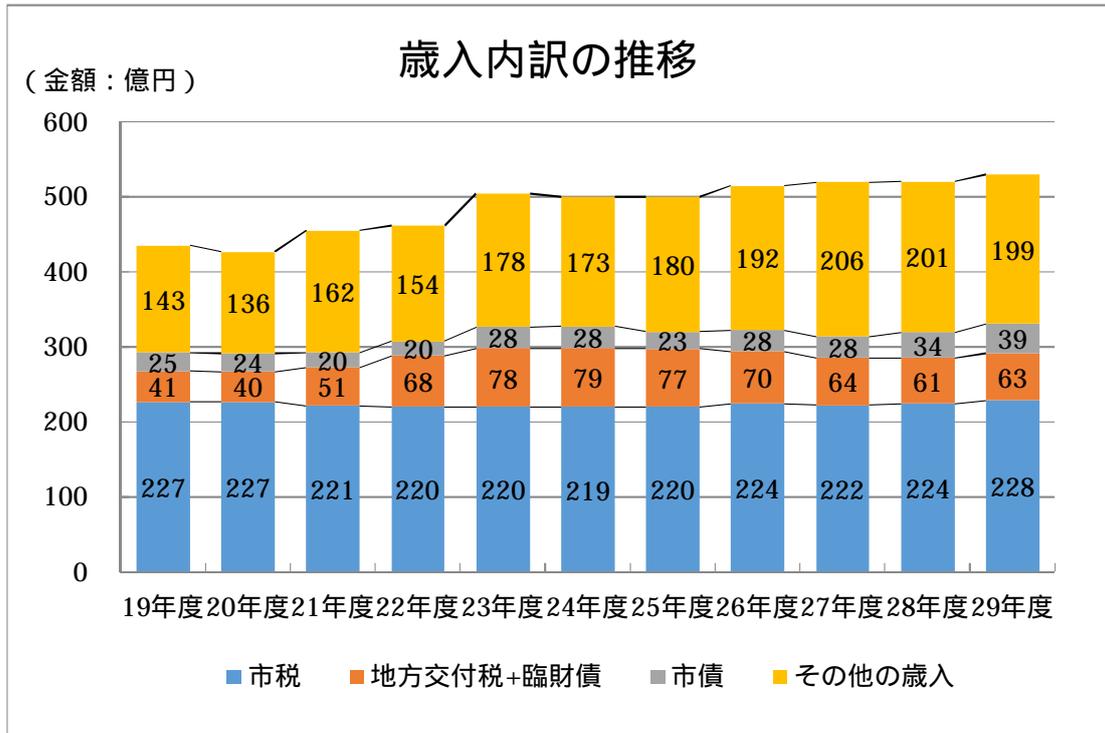
財政規模及び市税の推移

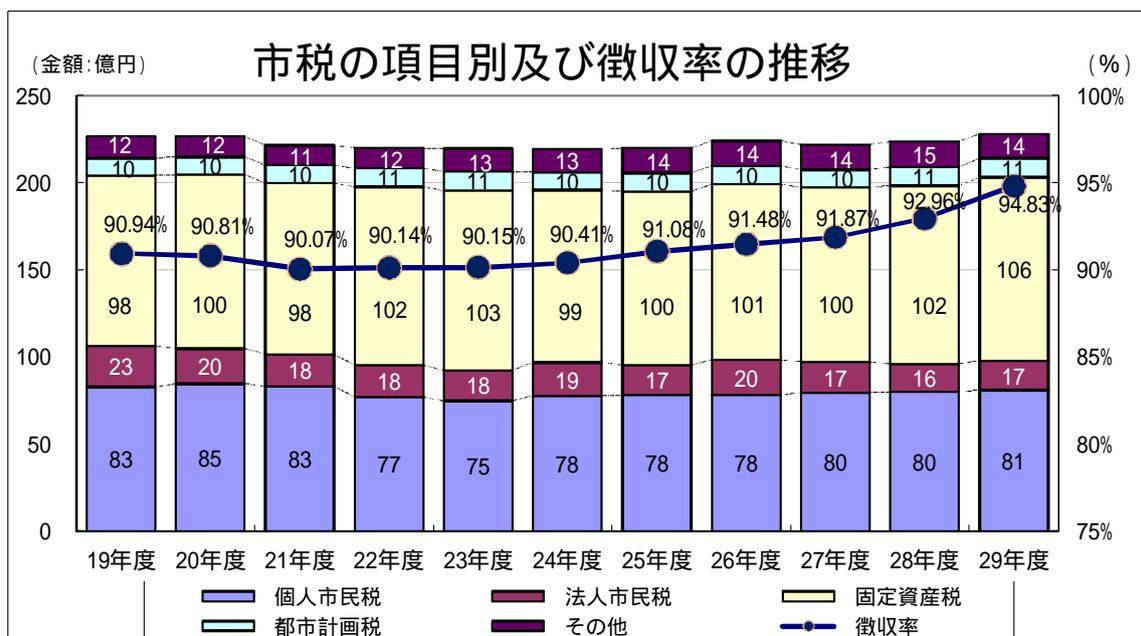
歳入総額は、23 年度及び 24 年度は、国の補正予算に呼応し、学校耐震化事業等を前倒し実施したことから、当該事業に係る国の交付金等(その他の歳入)や市債が増加した。また、26 年度に消費税率が 8%に引き上げられ、26 年度及び 27 年度で地方消費税交付金が伸びたため、その他の歳入が増加した。

市税については、徴収率の向上に向けた取組を積極的に行い徴収率は上昇しているが、調定額の減少に伴い、ほぼ横ばいの状態が続いている。

歳入全体としては、23 年度からほぼ横ばいの状態である。

今後は、本市の歳入の根幹となる市税が、生産年齢人口の減少に伴い減少することが予想され、財政状況は一層厳しさを増すと考えられる。





市税の徴収率は、26年度に91.48%であったため、前行政改革大綱策定時に93.3%に目標を設定した。

徴収率の実績は、27年度91.87%、28年度92.96%、29年度94.83%と上昇しており、29年度は目標を達成した。

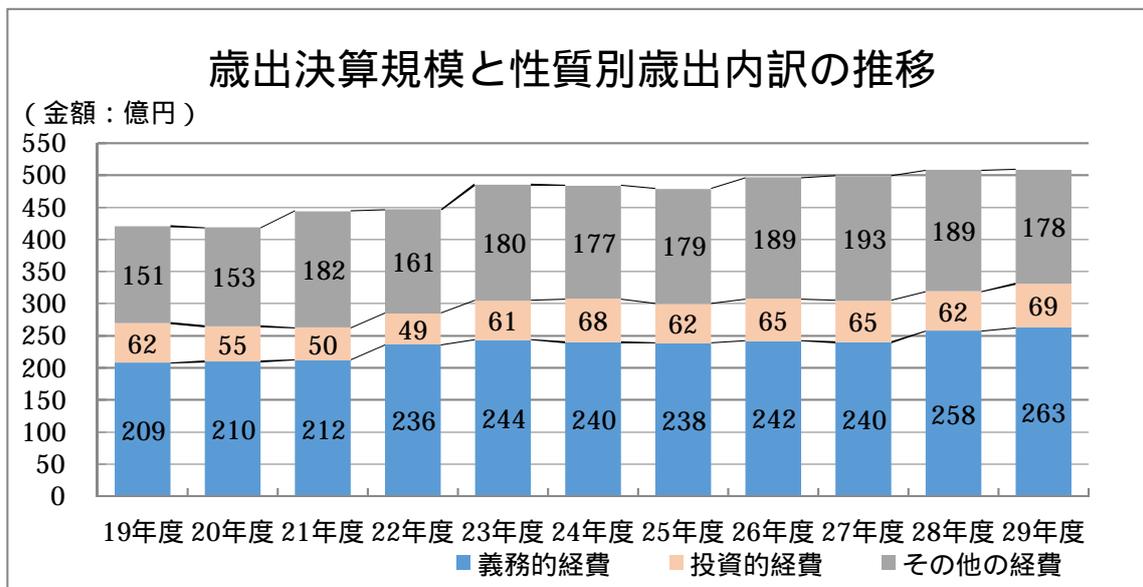
徴収率は、行政改革の取組により、年々上昇し、成果を上げているが、将来的には、生産年齢人口の減少に伴い調定額そのものが減少することから、税収減となることが予想される。

(2) 歳出

歳出規模及び性質別歳出内訳の推移

歳出決算規模は増加傾向が続いている。23年度及び24年度は、国の補正予算に呼応し、学校耐震化事業等を前倒し実施したことから、投資的経費が増加したため、歳出決算が増加した。26年度は消費税の引上げに伴う物件費等の増加、臨時福祉給付金等により歳出決算が増加し、その後も義務的経費の増加により増加傾向が続いている。

歳出については、超高齢社会の到来により、社会保障費の更なる増加が予想されることから、将来に向けた歳出の抑制策を講じることが必要である。

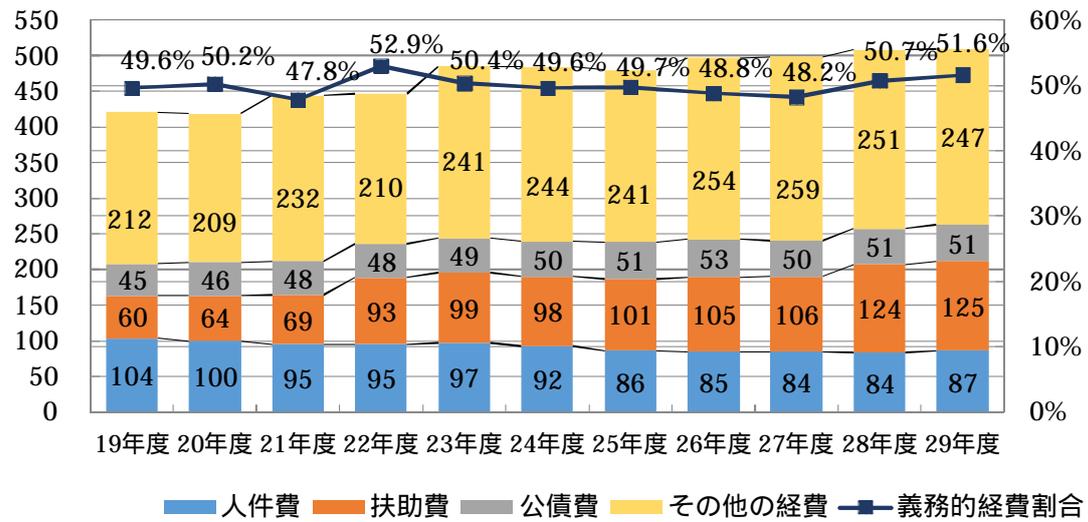


歳出決算額に占める義務的経費の割合

増加傾向にある義務的経費のうち、人件費については減少傾向にあるが、特に扶助費の増加が著しい。

歳出決算額に占める義務的経費の割合

(金額：億円)

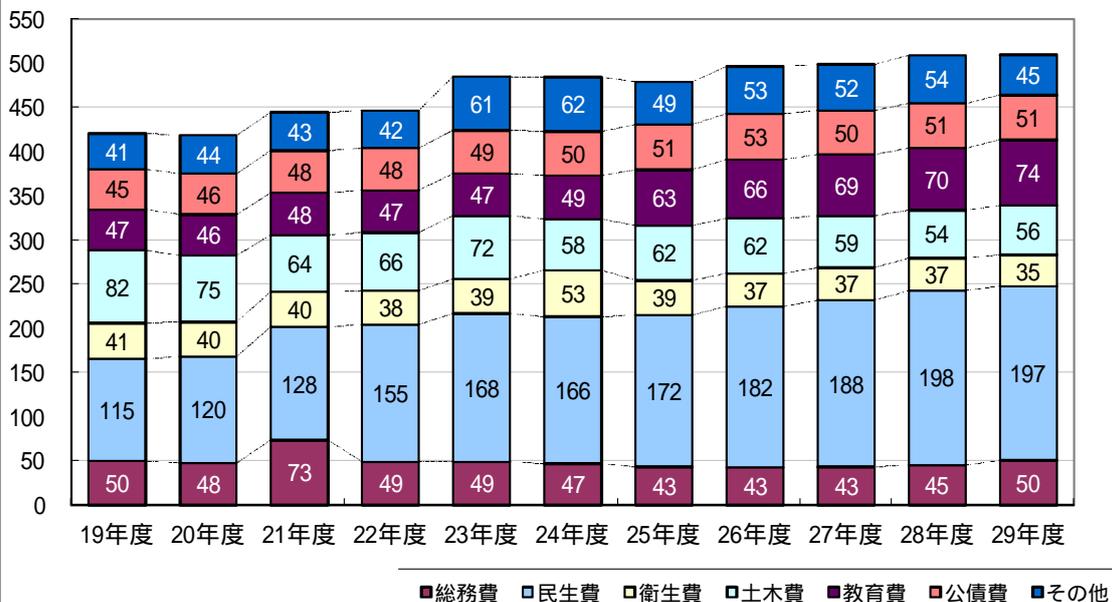


目的別歳出内訳の推移

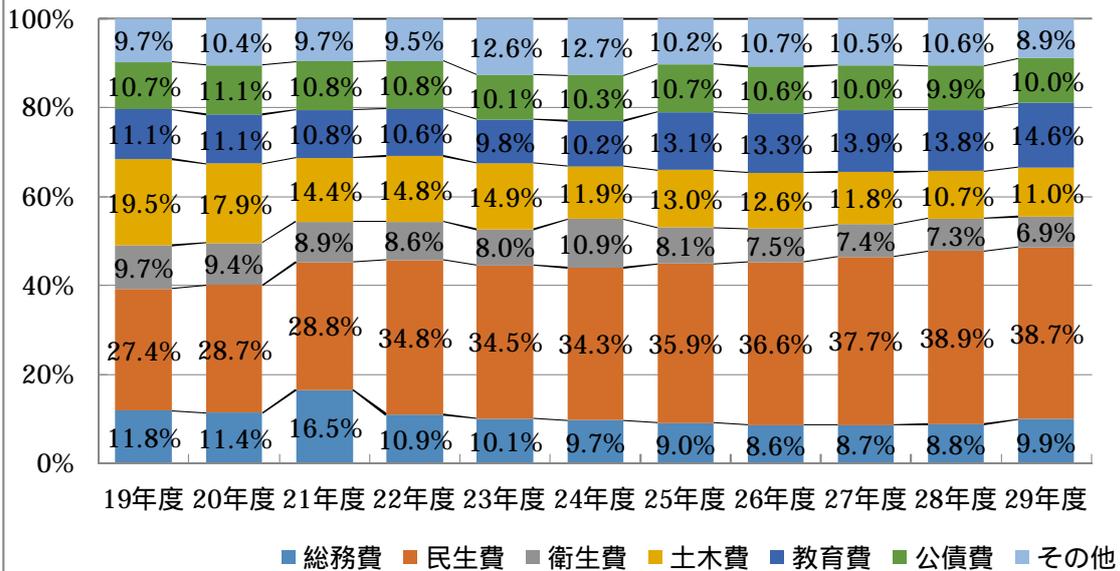
行政目的ごとの分類である目的別予算で見ると、民生費の増加が著しく、土木費については、事業の進捗により近年は減少傾向にある。

目的別歳出内訳の推移

(金額：億円)



目的別歳出内訳割合の推移

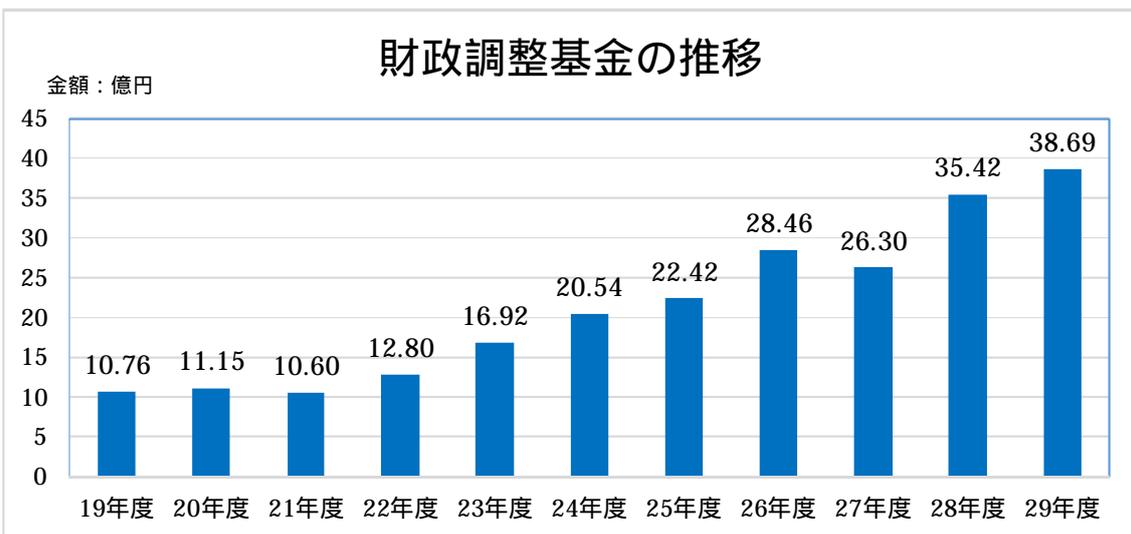


財政調整基金の推移

財政調整基金については、19年度10億7,645万円の残高が、29年度には、38億6,910万円となり、大きく増加している。財政調整基金は、市の標準財政規模の10%が一つの目安となり、本市では、29年度の標準財政規模が299億9,985万円のため、29億9,998万円が10%に当たり、29年度の残高は、標準財政規模の12.9%に当たる。

今後の厳しい財政状況を乗り切るためにも財政調整基金を充実させることは重要であることから、更なる充実に努める。

財政調整基金の推移



6 財政の見通し

(1) 歳入の見通し

歳入の根幹となる市税については、行政改革の取組により、徴収率は年々向上しているが、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い調定額そのものが減少するため、税収も減少していく見込みである。

また、市税以外の歳入では、譲与税・交付金等における地方消費税交付金は税率引上げによる増加が見込まれるものの、地方交付税については、普通交付税の合併算定替(*1)の終了に伴う段階的縮減により 31 年度まで減少が続くことや、国の財政状況によっては、今後、全国の交付税総額が抑制され、地方への配分が減少していく可能性もある。

今後は、市の歳入の根幹となる市税の減少や、地方交付税の減少も視野に入れて、財政基盤の構築を検討することが重要である。

*1 合併算定替

合併した市町村に対する財政上の優遇措置の一つで、合併した年度及びその後 10 年間は、合併しなかったと仮定して旧団体ごとに算定した普通交付税額の合算額が交付される。その後激変緩和措置として、5 年間で段階的に縮減され、最終的に一本算定(新団体)の算定額となる。

(2) 歳出の見通し

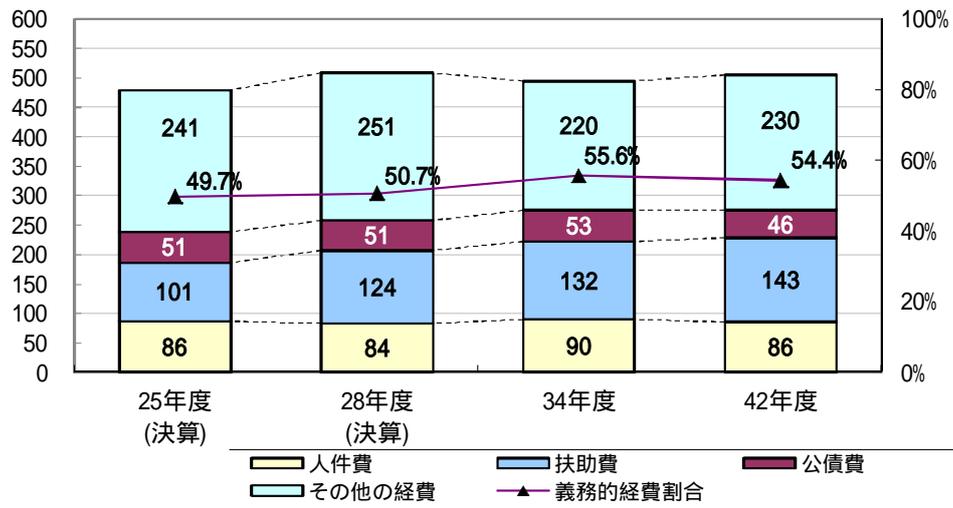
人件費については、ほぼ横ばいの状況であるが、扶助費については、超高齢社会の到来により増加傾向にある。歳出全体では 500 億円前後を推移すると予測する。

歳出が約 500 億円となる一方で、歳入の根幹となる市税等が減少することが予測され、今後、財源確保が極めて難しい状況となり、今後の収支の均衡が大きな課題である。

引き続き、市民サービスの水準を維持していくためには、全ての事務事業を見直し、より一層の行政改革の取組を行い歳出の抑制を図る必要がある。

歳出決算額に占める義務的経費の割合

(金額：億円)



7 行政改革大綱の基本的考え方

(1) 行政改革大綱の重点目標

将来にわたり、安定した行財政運営を行っていくには、徹底した行政改革によるコストの削減や、市の歳入の根幹となる市税の徴収率の向上等による財政の健全化が必要不可欠である。先行き不透明な社会経済情勢において、将来、多額の事業費が必要であると見込まれる課題に向き合うためにも、財政の健全化は、市民サービスを向上させていく上での前提となるものである。

特に、人件費については、再任用職員の増加や会計年度任用職員の導入等により、今後増加し続ける可能性があることから、職員の資質の向上を図り、会計年度任用職員や民間への委託を有効に活用しながら、計画的かつ徹底した定員管理に取り組む必要がある。

以上のことから、更なる行政改革を推進するため、重点目標を以下に掲げる。

重点目標

1 財政運営の健全化

中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図る。

2 行政運営の効率化

正規職員を始め、再任用職員、会計年度任用職員も含めた定員管理を行いながら、職員の意識改革と人材育成を図るとともに、仕事のやり方を抜本的に見直す。

3 民間活力の活用

行政の役割や責任を見極めた上で、民間が担えるものについては、積極的に活用し、市民サービスの向上と経費削減を図る。

4 事務事業の見直し

引き続き、事務事業の必要性や費用対効果等を検証し、社会経済情勢の変化に即して、事業内容そのもの見直し、新事業への移行、統合、拡充、縮減、廃止等を進める。

縮減又は廃止を進める場合には、財源確保に重点を置き過ぎるあまり、必要な市民サービスに影響が生じることがないように、代替案等の必要性を十分に検討する。

5 公共施設等の適正な維持管理

ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、本格的な人口減少社会の到来を念頭に置いた、公共施設の適切な維持管理に努める。

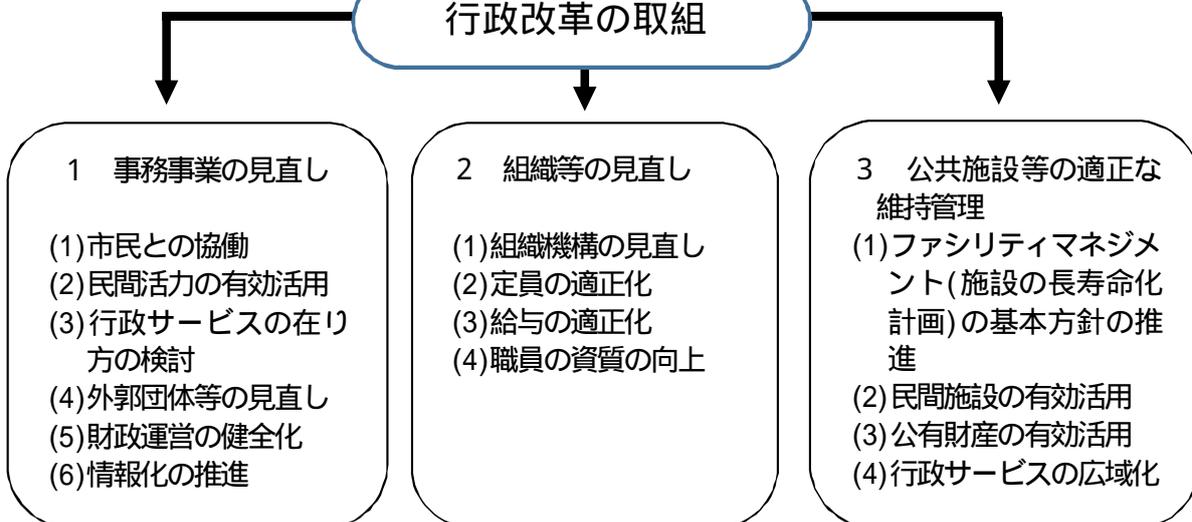
具体的な取組は、前大綱から引き続き事務事業の見直し、組織等の見直し、公共施設の適正な維持管理とする。

(2) 行政改革大綱の取組

重点目標

- 1 財政運営の健全化
- 2 行政運営の効率化
- 3 民間活力の活用
- 4 事務事業の見直し
- 5 公共施設等の適正な維持管理

行政改革の取組



(3) 行政改革大綱の期間

本大綱の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

ただし、今後、予想を上回る社会経済情勢の変化があった場合には、計画期間内であっても、必要に応じて大綱を見直すこととする。

平成 31 年 4 月 30 日の翌日から新元号となる予定です。

(4) 行政改革大綱を踏まえた具体的推進方法

本大綱に基づく行政改革の推進については、具体的な実施時期及び施策の細目を定めた各年度の実施計画を策定し推進する。

なお、本大綱の実施計画の計画期間は本大綱の期間である平成 31 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 6 年間とし、中間年である平成 33 年度に見直しを図ることとする。

(5) 行政改革大綱の推進体制

行政改革大綱及び行政改革大綱の実施計画の推進については、これまでどおり市内推進母体である「野田市行政改善委員会」を中心に、全職員一丸となって取り組むものとし、行政改革の推進状況については、「野田市行政改革推進委員会」に適宜報告し助言を得るとともに、市民に積極的に公表する。

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

市民との協働は、平成 28 年度にスタートした野田市総合計画において「市民がふれあい協働する都市」として基本目標に掲げられ、多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが重要であるとしている。

これからのまちづくりは、市と市民が共通の目的に向かって様々な取組を行っていくことが重要であり、今後も、自治会や社会福祉協議会等の社会福祉法人やNPO法人、更にはボランティア団体等も含め、協働の強化を図る必要がある。

特に、市民との協働の中心となる自治会については、協働のパートナーとして互いに協議を重ねながら更なる協働を推進していく必要がある。

自治会との協働による行政課題への対応

市民との協働の中心となる自治会との協働を進めるためには、市からの依頼業務の負担軽減を図ることや、市の担当窓口がそれぞれ違うことで自治会との連絡調整が複雑になっている現状も踏まえながら協議を進めていく必要がある。

協議に当たっては、今後も市と自治会が共通の目的に向かって様々な取組を推進していくことが重要であるため、一方的に市の考え方を提案するのではなく、個々の業務について、市と自治会で十分に話し合い、双方で納得した上で業務を行えるよう進めていく必要がある。

また、自治会への加入促進については、コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に働きかけるなどの取組を行う。

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

市民が抱える福祉ニーズが多種、多様化している中で、増大していく行政需要に対応するため、社会福祉協議会を始めとした、更に多くの社

会福祉法人等との協働を進めることにより、更なる地域福祉の推進を図る。

地区社会福祉協議会の活動については、実施事業の内容や実績に格差が生じていることから、社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と相互の有機的な連携の下、それぞれの地域性を活かした活動を支援していく必要がある。

また、社会福祉協議会への委託事業や補助事業については、それぞれの事業の必要性やその効果を十分に検証し、必要性が薄れてきた事業は、より必要性のある事業に振り向けることなどについて、社会福祉協議会と十分に協議を行っていく。

NPO法人及びボランティア団体等との協働

NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体を育成するとともに、今後、市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、市民活動団体の基礎的情報を把握し、行政の各部局との連携を進めていく必要がある。

しかし、市の各部局との連携については、現状では十分とは言えない状況であり、より積極的に進めていく必要がある。そのため、市民活動支援センターにおいて、市の各部局や市民活動団体間のネットワークの強化を図っていく必要がある。

加えて、市民活動団体が必要としている支援を的確に把握し、行政としてできる支援策を講じていく必要がある。

(2) 民間活力の有効活用

本市では、行政運営の効率化及び民間活力の活用という視点から、市の責任で行わなければならないが必ずしも公務員自らが行わなくてもよい事業の民間委託を進め、市の施設に民間活力を導入しサービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入するなど、民間活力の有効活用を進めてきた。

引き続き、事業に応じた最適な民間活力を活用する方法を採用するとともに、施設における市と民間の役割の検証を行いながら、更なる民間活力

の有効活用を進める。

指定管理者制度活用の推進

公の施設の管理に民間活力を導入する場合は、基本的に指定管理者によることとし、現在未導入の施設についても常に見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果有りと判断される場合には積極的に導入を図る。

子ども館については、新たに整備される中核的な施設となる子ども館と合わせて導入を図ることとする。

保育所については、現在、指定管理者制度の導入を保留している中根保育所、福田保育所及び乳児保育所は、待機児童問題が解消されるまでの間、指定管理者制度の導入の保留を継続することとし、その間、安定した保育を行うため正規保育士の採用を行うことを検討する。

また、指定管理者制度を既に導入している保育所については、今後も、安定した保育が継続されるよう、多くの保護者から、現指定管理事業者に対する評価等の意見を頂き、今後の保育に役立てていく。

その他の指定管理者制度を導入している施設については、施設が適切かつ安定的な運営が行われているか、常時現場を把握するため、引き続き、担当部局による指導監督の徹底を強化していく。

公共施設の管理及び運営の民間委託

直営の学童保育所については、学童指導員の継続雇用に課題があり社会福祉協議会への委託を推進してきたが、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となったことから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託の方針を見直すことも含めて検討を行う。

現業部門の業務の民間委託

引き続き、現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、現在稼働している清掃工場や収集部門については、財政効果も踏まえ、再任用職員制度を有効に活用する。

補修事務所の業務については、委託よりも直営による対応が迅速に行える場合もあることから、直営と委託との比較検証を行い、今後の方向性を検討する。

有効な民間活力活用法の検討

民間活力の活用は、引き続き指定管理者制度や業務委託を中心として導入効果を検討していくとともに、更にPFI(*2)等の新たな手法の導入も視野に入れ検討を行う。

また、国の制度改正等による新たな民間活力の活用法に対しては、迅速にその導入効果等を検証し、積極的な活用を図る。

*2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設の設計、建設、維持管理及び運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行い、地方公共団体が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。

(3) 行政サービスの在り方の検討

平成30年度第8回行政改革推進委員会で審議しますので、別途パブリック・コメント手続を実施します。

(4) 外郭団体等の見直し

野田市開発協会等の外郭団体については、行政の補完的な役割を果たし、市政の円滑な推進に寄与してきた。しかし、設立から長い年月が経過し、社会経済情勢が変化している中で、事業の必要性を始め、団体の在り方や市の関与の在り方等についても見直していく必要がある。

野田市開発協会が一般財団法人に移行し、自立し安定した経営体質を強化する必要があるのを始め、他の団体においても健全な運営が行えるよう市が必要な指導・監督・支援を行う必要がある。

公社等外郭団体の運営の合理化

一般財団法人野田市開発協会

経営の安定化に向け、経費削減と更なる利用客の増加を図るため、次の取組を推進するよう指導・監督を行っていく。

- ・経営の安定化にとって一番重要な要素は集客であり、今後の集客数の増加、最低でも現状維持は必須の課題であり、これまで以上の集客に向け取り組む必要がある。
- ・今後、本計画期間内に退職となる14人の対応は、人件費を増大させないため、これまで培った経験を持つ再雇用による対応を基本に検討していく。
- ・現在、市が行っている財政支援の建設時の借入に対する償還金の猶予、地権者との協議による借地料の30%の削減、みどりのふるさと基金への寄付（一人あたり300円）の免除については、安定した経営を維持していくため継続する。

ただし、建設償還金については、平成33年度末に償還は終了するが、運営費に係る借入金の償還は平成35年度に完了することから、今後、運営が上向き、安定化が図られた段階で、これまでの猶予分の分割償還を含め取扱いを検討する。

- ・利用料金については、入場者数に影響のない範囲で、必要に応じて値上げも検討し、まずは、平成31年10月の消費税率の引上げへの対応を行う。

現在、平日、休日ともに同額となっているひばりコースの市民の利用料金については、休日の市民利用が20%から30%に上昇し、利用料金の高い市外利用者がその分減少している状況にあることから、休日については、利用料金の高い市外利用者の割合を高めるため、休日の市民利用料金を引き上げ、市民利用はなるべく平日となるよ

うな見直しの検討が必要である。

また、ひばりコースについては、季節料金の割引についても見直しの検討が必要である。

- ・協会の経営安定化に向けた、多角的な経営として、若者から高齢者まで幅広い年代や家族で楽しむことができるパークゴルフ場の整備を検討する。

野田市土地開発公社

都市計画事業等を早期に実施するためには、事業用地の取得を時機を逃さず行うことが重要であり、現段階では、公社が持つ用地の先行取得機能が必要である。

ただし、公社の必要性については、既に先行取得している事業の進捗を始め、他の都市計画事業の状況を踏まえながら、常に方向性を見直していく必要がある。

野田業務サービス株式会社

会社の経営の安定化と社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。

(経営改革案)

- ・経営の基盤である学校給食調理業務については、安全衛生管理の徹底と調理技術の向上を図り、引き続き、安心安全な給食を提供していく。
- ・給与を始めとする社員等の労働条件については、会社の将来を見据え人材を確保していくために、常に点検し働きやすい職場環境とするための対策を講じていく。
- ・調理の重要な役割を担う調理員が継続して勤務できるように、研修等の実施により人材を育成するための仕組みを検討し、改善を図る。
- ・学校給食調理業務を維持し、経営の基盤である給食関連業務の安心安全の質を高め、更なる経営の安定化を図る。

株式会社野田自然共生ファーム

(経営改革案)

環境保全型農業を実践し「自然にやさしい、人にやさしい農業」を目指す第三セクターとして、江川地区での先進的な取組である「自然保護と農業が共生する新しい形」をコウノトリや市民農園を通じて市内外にアピールし、本市の魅力発信を行う役割を担う。

経営の安定化に向け、営農活動に稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れるほか、耕作放棄地等を利用した畑作（麦、大豆）に取り組むなど規模拡大に努める。

さらに、深刻化する担い手・後継者不足と耕作放棄地の解消を目指すため、就農支援事業を継続して実施する。

自然保護活動（江川地区）

- ・江川の自然が体験できる水田型市民農園の周辺に畑地での体験農園を加え、集客力と収益性の向上を図る。
- ・復田を進め、営農活動の拡大を図る。
- ・コウノトリ飼育業務では、研修等を通じて飼養技術の確立に努める。
- ・魚道、ビオトープ、散策路などの管理を通じて、江川の自然のPRに努める。

営農活動（全市域）

- ・ブロックローテーションによる経営安定対策事業（麦、大豆の作付け）を継続するとともに、稲作や飼料用米などの新たな作物を取り入れる。
- ・水稻、飼料用米等に係る播種、耕運、稲刈りなどの作業受託や畑地における経営安定対策事業（麦、大豆の作付け）など規模拡大に取り組み、更なる収益の確保を図る。
- ・経営規模の拡大に応じた効率的な組織への見直しを図る。
- ・効率的な施設、機械の更新を行う。
- ・農地中間管理事業の担い手として耕作放棄地の再生事業に取り組む。

耕畜連携事業

- ・市の新たな取組である耕畜連携事業において、飼料生産(S G S)の加工部分を担い、継続的な収益の確保に努める。

就農支援事業

- ・担い手・後継者不足を解消するため国の事業で整備した拠点を活用し、市と連携して就農希望者が多く集まる事業として再構築し、あわせて耕作放棄地を積極的に利用し、その解消を図る。

受託業務

- ・堆肥センター管理運営業務
- ・東葛飾地域農林業センター施設管理業務
- ・小船橋水辺公園管理業務
- ・コウノトリ飼育業務

(5) 財政運営の健全化

本市の財政については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における全ての指標も問題なく達成はしているが、今後、歳入では、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴う市税の減少、歳出では、社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加が見込まれ、更に厳しい財政運営が続くものと考えられる。

以上を踏まえ、財政の健全化をより一層進めていくため、以下の取組を進めることとしたい。

財政規律の堅持

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源の確保に最大限努力するとともに、事務事業見直しの絶え間ない継続や行政改革の推進による経費削減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する必要がある。また、中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図らなければならない。

具体的には、本市の歳入の根幹となる市税や使用料等の徴収率向上により自主財源の確保を図るとともに、行政改革による経常経費の削減を

継続実施することにより、経常収支比率を改善し、財政の弾力性を向上させる。さらに、本市独自のプライマリーバランス(*3)の遵守及び赤字地方債である臨時財政対策債の発行抑制等により、地方債残高の抑制を図るとともに、財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成を確立することにより、財政調整基金の確保を図り、財政規律の堅持と持続可能で安定的な財政運営に努める。

***3 プライマリーバランス**

公債費関連の歳入歳出を除いた基礎的財政収支を表すもので、公債の利払費と元金償還費を除いた歳出を、公債発行収入を除いた歳入でどれだけまかなえているかを示す指標

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

新たな目標を設定し、引き続き、効果的な徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を確立する。

また、滞納が長期化している事案や、複数の徴収事務の効率化を図るため、専門部署での徴収について検討を進める必要がある。

補助金の在り方の検討

- ・継続的な事務事業見直し等により補助金の必要性の有無を検討するとともに、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも補助対象経費や補助率等を定める個別の根拠例規等の整備を進める。
- ・各種団体等に対する補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で補助金の必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討する。
- ・多額の繰越金等の内部留保が生じている団体についても、団体との協議の中で補助金の減額又は一時停止により内部留保の解消を進める。

給付サービスの見直し

市が単独で実施する給付サービスは、市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き、既存の給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。

利用者が急激に伸びている放課後等デイサービスについては、国の通知等に基づき、適正な業務の執行を図る必要がある。

入札及び契約制度の見直し

工事などの入札において、応札者が減少していることや落札率が高くなっている状況を分析し、予定価格の公表時期、一般競争入札と指名競争入札の適用比率などで効果が期待できる対応は試行を含め検証していくとともに、本市では導入していない最低制限価格制度なども再検討し、必要な見直しを実施していく。

使用料等の負担の適正化

多くの市民が利用する公の施設は、使用料が引き上げられることにより、施設の利用がされなくなることも懸念され、市民活動の停滞や、施設の設置目的を達成できないことも考えられることから、次の方針に基づき検討を行う。

- ・公の施設については、実際に施設を利用しなくても、市民であればいつでもその施設を利用できるという受益があると考えられ、それぞれの施設の目的を達成するため、多くの市民が利用し、活発に活動いただくことが重要であり、市民であれば誰もが利用できる機会（受益）を有している。
- ・したがって、受益者には、施設を利用し受益を受ける市民と、いつでも施設を利用できる機会（受益）を有する市民が存在することから、これまでの考え方を改め、施設を利用しない市民も受益者として捉える。

- ・しかしながら、公の施設の使用料は、実際に利用した市民から使用料を徴収するものであり、いつでも利用できる機会（受益）を有している市民は、その受益を享受できても使用料を徴収することができないことから、施設を利用している市民だけに負担を求めるような使用料の引上げは検討を要する。

また、使用料の算定基準についても、維持管理経費の捉え方や、受益者負担割合の考え方等に課題があることから、個々の施設の状況に応じて見直しを行う。

市外居住者の使用料の考え方については、公の施設は市民がそれぞれの施設の設置目的に沿った利用を行い、市民活動を活発化させるための施設であることから、市民の利用が優先されるものであり、市民利用を第一に考え、より市民活動が活発となるよう、市外居住者の使用料を現状よりも高額に設定し、市民優先の考え方を明確にする必要がある。

なお、見直しに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

< 使用料 >

【全般】

- ・個々の施設の特性に応じた受益者負担割合を、他市の類似施設との均衡を考慮しながら検討していく。

【市外居住者の料金】

- ・市外居住者の料金については、市民利用を優先させる観点から高めに設定する必要がある。施設ごとに、その施設の実情を踏まえるとともに、他市と著しく均衡を欠いた設定とならないよう留意する。

【公民館使用料】

- ・公民館は、社会教育法に基づく地域に開かれた公共性の高い施設であり、利用者の大半がこの目的達成のための利用であることから、これまで減免により実質使用料は無料化されてきた経緯がある。一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されるとともに、有料化の影響による利用者の減は、社会教育（生涯学習）事業を推進している市の方

針と整合がとれないことから、使用料については、慎重に検討する。

- ・ 現在、社会教育法の目的達成のための利用は、減免として実質無料化としているが、減免されている団体とその理由を明確にし、例えば減免される団体については、教育委員会の承認を経て登録された団体に限るなどの公正性を高める運用を検討する。
- ・ 公民館とコミュニティ会館の重複利用者も多いが、同じ目的での利用であっても公民館は無料、コミュニティ会館は有料といった状況があることから、減免の取扱いについて整理する。

【市民火葬料】

- ・ 他市では、市民火葬料及び市外居住者の火葬料を本市よりも高く設定している。市外居住者の火葬については、近隣に比べ安価な設定のため、市民の火葬予約に影響があることから、引上げを検討する。
- ・ 無料としている市民火葬料の有料化については、近隣市では既に市民火葬料を有料化しており、受益者負担の原則に照らし合わせると、少額であっても市民火葬料の有料化を検討する。

<手数料>

手数料については、特定の事務に係る経費を市民に支払っていただくもので、人件費に充当されるものであることから、近隣市との比較を行いながら、均衡を図っていく。

住民票、戸籍、納税証明書等の窓口業務の手数料は、今後も他市の状況を注視し、必要に応じて見直しを行っていく。

廃棄物関係の手数料については、他市と手数料の額が異なり、ばらつきがあるが、廃棄物については、本市の廃棄物行政の考え方の中で整理していく。

(6) 情報化の推進

地域社会を活性化させ、少子高齢化や大規模災害等の課題に対応するには、社会の様々な分野におけるICT(*4)の効果的な利活用やIoT(*5)

導入による利便性の向上など情報化の推進は不可欠である。本市においても、システム導入によるインターネットを利用したサービスの提供や行政事務の効率化などを推進してきた。

しかし、情報化を推進するに際しては、イニシャルコスト(*6)及びランニングコスト(*7)が膨大なものになることもある上に、技術の進歩に伴いその陳腐化も懸念の材料となる。よって、その推進に際しては、常にコスト意識を持ち、最新の機能や技術を取り入れたシステムの導入により、抜本的な業務の見直しを図りつつ、費用対効果を十分に検証する必要がある。

また、個人情報の保護を根幹とするセキュリティ対策を十分に講じることは言うまでもなく重要である。

***4 ICT (Information Communication Technologyインフォメーション コミュニケーション テクノロジー)**

コンピュータの機能やデータ通信に関する技術に、コンピュータを活用した情報の共有や伝達する方法を含めたもの

***5 IoT (Internet of Things /インターネット オブ シングス)**

コンピュータ以外のモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りする技術。例えば、ドアの開閉状態を知ることにより、見守りや介護に役立てたり、機械の故障を未然に防いだり、不具合に迅速に対応したり、様々な情報をインターネットを介し、離れた場所で活用する社会の実現により、地域の課題解決に強く期待されている技術

***6 イニシャルコスト**

初期費用

***7 ランニングコスト**

維持費用

電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

人口の減少や高齢化の進展、地域経済の低迷等が地域を巡る課題の中で、システムの最適化を分析し、費用対効果及びクラウド方式等による効果的な導入方法を十分に検証しながら、電子自治体の実現を推進していく。その際、セキュリティ対策を十分講じるとともに、ICT弱者の方に情報格差が発生しないよう配慮する。また、IoTを活用した地域活性化の推進に取り組む。

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

本市では、効率的な組織を目指し、27年度に自然経済推進部を新設、29年度には市政推進室を新設し、1室11部の体制となり、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するための組織機構の見直しを進めてきた。

今後においても、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応していくためには、市民に分かりやすい効率的な組織体制の確保に向けた抜本的見直しや、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

附属機関については、28年度に次木親野井特定土地区画整理審議会の任務が終了したことによる整理合理化を図るととともに、新たに、29年度に公契約審議会、30年度にいじめ問題対策委員会を設置した。

引き続き、設置目的の達成度や活動実績を検証し、長期間、活動のない附属機関の廃止や、会議等の運営方法を見直すことで、整理合理化を進める。

また、附属機関の設置が必要となった場合は、既存の附属機関での対応や新たな附属機関の設置も行っていく。

組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

31年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・自然経済推進部に（仮称）シティプロモーション課を設置する。
- ・生涯学習部の社会体育課を（仮称）スポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。

32年度に（仮称）子ども部の新設を検討する。

- ・31年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキング

グループでの意見を集約し、32年度に(仮称)子ども部の設置を目指す。

事業の進捗等により、次の組織の統合について検討を行う。

- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、都市整備課への統合等を行う。
- ・次木親野井土地地区画整理事務所は、清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を行う。

また、教育委員会制度改革については、総合教育会議において、「市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」という仕組みの構築により、教育行政における政治的中立性、継続性及び安定性が確保されており、今後もこの考え方を堅持していく。

なお、「総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」との表記では、本来行われるべき自由な意見交換ができないと、市民から誤解を招くような表現となっているため、次のとおり明確化する。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。
- ・総合教育会議においては、首長、教育委員が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。

附属機関の整理合理化

引き続き、既存の附属機関の活用を軸に新設を抑制し、附属機関の肥大化、非効率を防止する。

選出団体や審議対象が重複する附属機関は、審議の効率化を図るため、統合に向けた検討を行う。

- ・ 社会教育委員及び公民館運営審議会との統合
- ・ 青少年問題協議会及び青少年センター運営審議会との統合

また、各附属機関の委員構成区分については、実情に沿ったものとなるよう整理し、必要に応じて根拠条例等の改正を行い、公募委員については、応募者を増員するための取組を実施し、公募委員の拡充を図る。

(2) 定員の適正化

本市では、これまで現行行政改革大綱の方針に基づき、技能労務職等の退職不補充によって職員を削減しながら、一般事務職等の必要な職員数を確保してきたが、この取組も既に限界に近づいている。

今後の職員数の適正化を図るためには、引き続き、指定管理者制度や民間委託を導入しつつ、新たな行政需要や現行のサービス水準を維持するため、会計年度任用職員や再任用職員をバランス良く活用し、新たな定員の適正化を図る必要がある。

今後、多様化、複雑化していく行政需要に対応していくため、次の取組を進めることとしたい。

効率的な人材活用の推進

指定管理者制度や民間委託の推進による職員数の抑制に努めるとともに、少子高齢化の進展に伴うきめ細やかな市民サービスの向上を図るため、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、適正な職員数の確保を行う必要がある。

また、目標となる職員数は、正規職員が行う本格業務と会計年度任用職員が行う業務の内容が明確となる 31 年度中に次の点に留意し検討する。

なお、野田市定数条例の改正については、31 年 3 月議会において、常備消防の強化に伴う増員分及び直営保育所に勤務する正規保育士増員分について改正を行い、32 年 3 月議会において、会計年度任用職員が行う

業務の内容や処遇等の検討結果に基づき定数条例の改正を行う。

- ・ 会計年度任用職員の配置について、各所属における業務実態をさらに調査し、具体的な活用方法を更に検討する必要がある。
- ・ 会計年度任用職員の給与処遇についても、就ける職や経験等を勘案した給与水準を更に精査・検討し、適正な給料を決定する必要がある。
- ・ 再任用職員の現業職の内、清掃の収集業務、清掃工場の機械操作等の業務、補修事務所の道路補修業務については、フルタイム再任用職員の導入により市民サービスの維持が可能であり、かつ、常勤職員時の給与から大幅に削減されるため活用していく必要がある。
- ・ 再任用職員の一般行政職については、短時間勤務の形態や現役時から役職が下がること等によるモチベーションの低下が課題であるが、フルタイムは職員定数にカウントされること、組織活性化のため若手の管理職の登用が必要なこと等により対応が難しく、また、モチベーション維持への取組にも限界があることから、より効果的な職場配置や活用方法を十分に検討する必要がある。
- ・ 正規職員、会計年度任用職員、再任用職員を活用する上で、全体の人件費が抑制されるような配置に加え、各職員数をバランス良く配置することが必要である。
- ・ 直営保育所については、待機児童対策の観点から、当分の間、指定管理者制度の導入が保留されることから、現在、正規保育士の補充を任期付保育士の採用で行っているが、正規保育士の採用に切り替え早期に採用する必要がある。

正規の保育士を採用する場合には、将来的な幼保連携を見据え、保育士資格のほかに幼稚園教諭の資格を有する者を、待機児童問題が解消された後の指定管理者制度導入も踏まえ余剰となる保育士職への対応として、一般事務職にも配置できる採用を行う必要がある。なお、会計年度任用職員についても積極的に活用するが、正規保育士とのバランスを考慮しながら配置する必要がある。

- ・ 常備消防体制については、消防士が救急（救急車）と警防（消防車）を兼任していることから、人員増により専任体制に強化するため、段

階的に増員する必要がある。

適正な職員配置の推進

社会経済情勢の変化に伴う行政需要に的確に対応するため、各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら、柔軟な職員配置を行う。

(3) 給与の適正化

平成 30 年度第 8 回行政改革推進委員会で審議しますので、別途パブリック・コメント手続を実施します。

(4) 職員の資質の向上

平成 30 年度第 8 回行政改革推進委員会で審議しますので、別途パブリック・コメント手続を実施します。

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進

本市では、行政改革大綱において、ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針を定め、計画的な維持管理を行っている。

基本方針を進めるに当たり、平成 30 年 3 月現在、1,234 棟の建物を保有している中で、550 棟は、特に老朽化が進行するといわれる築後 30 年を経過した建物である。今後、これらの建物において、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されるため、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理を進める。

改修の時期が到来する施設については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に個別に位置付け、確実に実施していく。

【基本方針】

厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建て替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。

建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。

長寿命化に当たっては、耐震性に加え老朽化の確認も必要であり、耐震性と老朽化を把握した上で、建物の長寿命化を計画する必要がある。

耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。また、施設の長寿命化の基本的な部分以外についても、必要性に応じ内装等の改修を検討する。

法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。なお、点検実施の履行及び点検結果への対応について、管理を徹底していく。

また、各点検を確実に実施していくため、民間委託による点検の導入に取り組んでいく。

施設の点検や管理状況を一元的に把握し、計画的な改修及び維持管理を行うため、施設管理は施設管理者を基本とするが、総務部営繕課において、全施設における維持管理の進行管理を行っていく。

施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。

施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、引き続き計画的に順次進める。

学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。

新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、施設の統廃合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、検討する。

国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。

【留意点】

実施に当たっては、次の点に留意する。

< 施設の劣化状況の把握 >

法定点検、定期点検、日常点検を徹底し、施設の状況を把握することが、ファシリティマネジメントを推進するためには最も重要な取組である。

そのために、点検の実施状況や点検結果による対応状況の徹底管理と包括的な進行管理を一元的に把握していく必要がある。

< 学校施設、幼稚園 >

関宿南部幼稚園と関宿中部幼稚園の統合については、二川小学校特別教室棟（未耐震化）の一部が学童保育所として活用されていることから、二川小学校特別教室棟の建て替え及び学童保育所移転を含めて検討する必要がある。

< 保育所 >

保育所については、既に耐震診断を実施しているが、限られた予算の中で全公共施設の長寿命化を推進する必要があるため、他の建物の耐震診断結果により改めて耐震改修の優先順位を検討する。

<学童保育所>

国の「新・放課後子ども総合プラン」が、既存の小学校外の学童について、余裕教室用を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。

<老人福祉施設、公民館、福祉会館等>

2階建て施設については、エレベータ設置を検討する。

<総合公園体育館>

現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。

<本庁舎、いちいのホール、櫻のホール>

今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。

<学校給食施設>

学校給食施設の改修等については、センター、自校方式に関わらず老朽化による大規模改修及び改修中の給食業務について検討する。

<市営住宅>

引き続き計画的修繕を実施するとともに、空き室が増加している状況を踏まえ、管理戸数の縮小を検討する。その際には、民間施設の借上げ等を検討する。

<斎場>

老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する。

(2) 民間施設の有効活用

本市では、ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づき、新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とすることを原則として施設の長寿命化及び有効活用を図っている。

しかし、きめ細やかな行政サービスの充実を図るため、新規事業等を実施する際に既存施設の活用では対応が難しい場合は、新たな施設を検討していく必要がある。

新たな施設を整備することになれば、多額の整備費用が生じるだけでなく、その運営に係る維持管理経費の負担が、更なる財政運営の硬直化を招く可能性があることから、新たに施設を整備するのではなく、未活用あるいは低利用となっている空家等の民間既存施設を有効活用していく必要がある。

民間施設の有効活用

きめ細やかな行政サービスを提供するため、必要な施設やスペースを確保する場合は、その必要性や費用対効果等を検証し、既存の施設だけでなく民間施設や空家等の活用について柔軟に検討することが重要である。

また、市営住宅については、修繕費等の維持管理にかかる財政負担を軽減するため、借上げ公営住宅制度の活用を検討する。

(3) 公有財産の有効活用

本市では、現行行政改革大綱に基づき、市税等の徴収率向上など財源の拡充強化に努めているほか、税外収入の確保策として、未利用地の貸付けや普通財産処分要領に基づいた売却処分を行っている。

また、広告掲載取扱要綱に基づき駅自由通路、市ホームページ、広告付案内板（デジタルサイネージ）及び広告付番号案内表示機などの公共物へ有料広告の掲出を行うことで、自主財源の確保に努めている。

本市の財政については、生産年齢人口の減少に伴う地方税収の落ち込みと少子高齢化の進展による社会保障関係経費をはじめとする財政需要の増加等により、今後も一層厳しくなることが予想される。

以上を踏まえ、自主財源の確保という観点から、公有財産の有効活用を一層進めていくため、引き続き、次の取組を進めることとしたい。

未利用地の有効活用及び処分

処分を凍結している土地の売却を進めるために、インターネットオークションなどの新たな売却の手法を検討する。

新たな処分候補地の創出については、行政財産としての利用が見込めない土地の売却を進めるために普通財産への移管を行うとともに、未利用地の処分を検討し、売却に至らない土地については、看板用地での貸し付けなどの活用を検討する。

公共物への有料広告の掲出

新たな広告媒体の活用については、広告の導入が可能な公共物を選定し、積極的に自主財源の確保に努める。

また、施設等のネーミングライツ（命名権）の導入については、地域活性化への貢献など導入に適した施設等を選定し、積極的に検討していく。

(4) 行政サービスの広域化

自治体間の連携

平成 30 年度第 7 回行政改革推進委員会で審議し、ご了承を得た内容を記載します。